

株主各位

第156回定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

主要な事業内容

主要な事業所

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令および当社定款第19条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

日産化学株式会社

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

区分	主要製品・事業
化学品セグメント	基礎化学品（硫酸、硝酸、アンモニア、高品位尿素水等）、ファインケミカル（封止材用等特殊エポキシ、難燃剤、殺菌消毒剤等）
機能性材料セグメント	ディスプレイ材料（液晶配向材用ポリイミド等）、半導体材料（半導体用反射防止コーティング材等）、無機コロイド（電子材料用研磨剤、各種表面処理剤等）
農業化学品セグメント	農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、植物成長調整剤）、動物用医薬品原薬
ヘルスケアセグメント	高コレステロール血症治療薬原薬、ファインテック（課題解決型受託事業）
卸売セグメント	化学品等の卸売
その他のセグメント	硫酸、電子材料、肥料、造園緑化、運送、プラントエンジニアリング

主要な事業所 (2026年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
営業拠点	札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
工場	袖ヶ浦工場（千葉県）、埼玉工場、富山工場、名古屋工場、小野田工場（山口県）
研究所	物質科学研究所（千葉県）、材料科学研究所（千葉県、富山県）、生物科学研究所（埼玉県）

(2) 重要な子会社

重要な子会社は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当期に係る会計監査人に対する報酬等の額

内容	報酬等の額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	59百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちNissan Chemical Europe S.A.S.、台湾日産化学半導体材料股份有限公司、NCK Co., Ltd.およびNissan Bharat Rasayan Private Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令によるものに限る。）を受けております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免申請に必要となる確認手続業務」についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項（「内部統制システム構築の基本方針」）および当該体制の当期の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 当社および当社の子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「取締役会規則」その他関連社規（会社の業務に関する規則）に基づき、経営意思決定の迅速化ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制および内部統制システムの強化を推進する。
- ・ 当社は、「行動指針」のもと、各種専門委員会を設置し、それぞれが連携することにより、企業の存続および健全な発展に必要な取組みの推進や、事業活動に関連する諸課題の解決を図る。
- ・ 当社および当社の子会社を対象としたコンプライアンスに関する規則を策定し、役員・社員等が事業活動に関わるあらゆる法令および社規を遵守すること、ならびに事業活動を行ううえで社会規範に従うことを徹底する。
- ・ 取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー（Chief Risk Management Officer; CRO）が、当社および当社の子会社のコンプライアンス全般を統括する。
- ・ 法令違反やそのおそれを把握した場合に通報を受け付ける内部通報制度を設ける。
- ・ 反社会的勢力とは一切関係をもたないこととし、不当な要求を受けた場合、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。
- ・ 内部監査部門長は、監査計画を策定し、経営会議の承認を得て取締役会に報告するとともに、監査活動の進捗を定期的に経営会議および取締役会に報告する。
- ・ 内部監査部門は、当社および当社子会社のリスクマネジメント、内部統制およびガバナンスのプロセスを監査し、その有効性を評価する。

(運用状況)

- ・ 経営管理部門統括役員（欠員のときはサステナビリティ・IR部担当役付役員）を委員長とするサステナビリティ委員会は、年2回の定期開催に加え必要の都度開催し、サステナビリティに関する長中期計画および年次計画その他の重要事項を審議している。長中期計画および年次計画等については、年1回以上、経営会議にて妥当性評価および見直しを受け、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
- ・ 取締役社長を委員長とする気候変動対策委員会は、年1回の定期開催に加え必要の都度開催し、気候変動が当社にもたらすリスクおよび機会の分析（シナリオ分析）と対策その他の重要事項を審議している。シナリオ分析と対策等については、年1回以上、経営会議にて妥当性評価および見直しを受け、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
- ・ CROを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会は、当社の部門・箇所および子会社から年2回定期的に報告される法令・規則等の遵守状況を確認し、当該確認結果を踏まえてリスク・コンプライアンス室および法務室が各部門・箇所および子会社に対して必要な指導を行っている。
- ・ 独占禁止法、取適法、外国公務員贈賄防止その他の事業活動に関わる法令・規則の改定等に対する周知・教育を当社および当社の子会社の役員および従業員に対して計画的に実施している。
- ・ 法令遵守状況および次年度の施策等は、年1回以上、経営会議にて妥当性評価および見直しを受けている。また、次年度の施策等は、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
- ・ 内部通報制度（以下「相談ほっとライン」）は、外部委託先、リスク・コンプライアンス室、社外弁護士または社外監査役に顕名あるいは匿名で通報できる体制とし、「内部通報規則」には、通報者に対し通報を理由に処遇上の不利益を与えない旨を定めている。
- ・ 反社会的勢力との関係断絶については、リスク・コンプライアンス委員会が当社の部門・箇所および子会社の遵守状況の確認の際にあわせて確認し、当該確認結果を踏まえてリスク・コンプライアンス室および法務室が各部門・箇所および子会社に対して必要な指導を行っている。また、各部

- 門・箇所において法務室の指導のもとに反社会的勢力排除に関する覚書の締結に取り組んでいる。
- ・環境安全・品質保証部担当役付役員を委員長とする環境安全委員会は、年1回の定期開催に加え必要の都度開催し、当社および関係会社の年度毎のレスポンシブル・ケア活動その他の重要事項を審議している。レスポンシブル・ケア活動の結果は、年1回以上経営会議に報告され、妥当性評価および見直しを受けている。また、次年度の施策等は、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
 - ・環境安全・品質保証部担当役付役員を委員長とする品質保証委員会は、年1回の定期開催に加え必要の都度開催し、当社および関係会社の年度毎の品質保証活動その他の重要事項を審議している。品質保証活動の結果は、年1回以上経営会議に報告され、妥当性評価および見直しを受けている。また、次年度の施策等は、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
 - ・内部監査部は、「内部監査規則」に基づき中期監査計画および年度監査計画を策定し、当該監査計画に従い当社の部門・箇所および国内外の子会社を対象に、内部統制システムに基づく業務の適正性確保および法令遵守の観点から内部監査を実施し、その有効性を評価している。監査の結果、是正または改善が必要と認められた事項については、当該部門等に対し是正または改善を求めるとともに、その状況を取締役に報告しており、最高経営責任者および内部監査部担当役付役員等にも個別に報告している。また、社外取締役、監査役および会計監査人と定期的に情報交換会を開催し、両者の連携を積極的に進めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、情報管理に関する規則その他関連社規に則り保存および管理を行う。
- ・経営企画部門の担当役付役員を情報統括責任者（Chief Information Officer; CIO）とし、CIOは情報管理ならびに個人情報および特定個人情報等の保護全般を統括する。

(運用状況)

- ・当社は、「取締役会規則」に則り、取締役会の議事内容を記載した議事録を作成し、適切に保存・管理している。
- ・当社は、「情報管理規則」に、個人情報を含め当社が取り扱う情報の性質・内容に応じて情報の管理区分および保存、利用・開示、処分の基準を定め、また関係法令の改正に従い適切に同規則を改定するとともに従業員等に対し周知している。
- ・情報管理事務局を置き、当社の部門・箇所に対して監査を実施し、遵守の徹底を図っている。子会社に対しては、当社と同様の管理体制が採られるように適宜指導を行っている。

(3) 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社および当社の子会社を対象としたリスクマネジメントに関する規則を策定し、事業目的の達成を阻害するリスクの発現の抑止および発現の際の影響の極小化を図る。
- ・取締役会の指名を受けたCROが、当社および当社の子会社のリスクマネジメント全般を統括する。
- ・内部監査部門は、子会社のリスクマネジメントの状況を監査する。
- ・当社グループの危機管理に関する指針を定め、危機・緊急事態発生時にはCRO指揮のもと、被害・影響の拡大防止および早期復旧・事業継続に努める。
- ・当社グループの事業継続に関する指針に、事業継続計画（Business Continuity Plan; BCP）策定の基本を定める。
- ・当社および当社の子会社を対象としたレスポンシブル・ケアに関する規則を策定し、全ての事業活動にかかわる環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品・製品安全および物流安全の確保とその向上を図る。

(運用状況)

- ・CROを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会が、当社および当社の子会社のリスクを包括的に管理するとともに、当社の部門・箇所および子会社の長がリスク・コンプライアンス責任者となり、当該部門・箇所および子会社におけるリスクマネジメント活動の実施を推進し、監督して

いる。

- ・リスクマネジメント活動は、年1回以上、経営会議にて妥当性評価および見直しを受け、取締役会に報告されている。年度の活動計画は、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
- ・本社および工場につき災害発生時のBCPを策定し、その後順次見直しを実施している。
- ・レスポンシブル・ケア活動は、年1回以上、経営会議にて妥当性評価および見直しを受け、取締役会に報告されている。年度の施策等は、経営会議の承認を経て取締役会に付議されている。
- ・内部監査部は、取締役のリスク認識を定期的に確認したうえで、リスクベースの監査計画を策定し、当社の部門・箇所および子会社によるリスクマネジメントの状況を監査している。

(4) 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図る。
- ・経営に関する重要事項は、「取締役会規則」、「経営会議規則」等社規に則り取締役会、経営会議で決定する。
- ・取締役会および経営会議の決定に基づき、執行役員が業務を執行する。
- ・取締役会は、決定した重要事項の進捗状況等、取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。社外取締役の選任により、取締役会の監督機能を強化する。
- ・関係会社管理に関する規則において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
- ・内部監査部門は、子会社の業務執行の効率性を監査する。

(運用状況)

- ・当社は、2014年4月から執行役員制度を導入している。
- ・当社は、「取締役会規則」、「経営会議規則」等社規において業務執行に係る適切な権限移譲を促進し、経営判断の迅速化を図っている。
- ・取締役会は、その役割・責務を果たしているかについて毎年分析・評価（以下「取締役会実効性評価」）を行い、取締役会としての実効性の確保に努めている。また、取締役会実効性評価の実施者の中立性、客観性を確保するために、3年毎に、当社と利害関係のない外部機関による第三者評価を取り入れている。なお、2025年度は、自己評価の方法で取締役会実効性評価を実施している。
- ・経営企画部長および担当部門長は、「関係会社管理規則」に基づきそれぞれが担当する子会社から経営計画、予算、決算等経営上の重要事項について報告を受け、必要な助言、指導を行っている。
- ・内部監査部長は、「関係会社管理規則」に基づき子会社の監査役を兼務し、子会社取締役の職務執行状況を監査している。

(5) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社管理に関する規則その他関連社規に則り、子会社は、業務の執行について当社に報告し、当社は、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、健全な業務の遂行に資する助言と指導を行う。
- ・当社の取締役、執行役員、理事または従業員が、子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社を監督・監査する。
- ・当社は、子会社に対し当社の内部統制システムへの準拠を求めるとともに、内部監査部門が監査する。

(運用状況)

- ・当社は、当社の国内外の子会社に対し、「関係会社管理規則」に従い、経営計画、予算および決算等について必要な助言、指導および承認を行うとともに、定期的に経営状況の報告を受けている。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社の役員または従業員で子会社の役員を兼務する者は、当該子会社の取締役会に出席するとともに、必要に応じ重要事項を審議する会議に出席している。
- ・内部監査部長は、監査役を設置する子会社の監査役を兼務し、業務監査および会計監査を実施している。
- ・内部監査部は、「内部監査規則」に基づき、国内外の子会社を対象とした監査を実施し、内部統制

の運用状況を評価している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く。当該従業員が監査役の職務を補助する際は、取締役および上位職位者の指示命令を受けないものとする。また取締役および上位職位者からの独立性を確保するため、当該従業員の監査役補助者としての任命、異動の決定には、監査役会の事前の同意を得る。

(運用状況)

- ・当社は、監査役を補助する使用人として、監査役付1名を置いている。
- ・監査役付が監査役の職務を補助する際は、取締役および上位職位者の指示命令を受けないようにしている。また監査役付の人事については、監査役会の事前の同意を得ている。

(7) 当社および当社の子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会、各種専門委員会、その他の重要な会議に出席することができる。
- ・当社および当社の子会社の取締役、執行役員、理事および従業員は、取締役会・経営会議等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。また、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ・当社および当社の子会社は、上記の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。

(運用状況)

- ・監査役は、サステナビリティ委員会、気候変動対策委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全委員会、品質保証委員会に出席し、それぞれ報告・説明を受けている。
- ・当社は、監査役に対し、リスク・コンプライアンス委員会等への出席や、必要に応じた個別説明等を通じて、業務執行に係る重要事項や重大な法令違反に関する事項について、速やかに報告している。
- ・当社グループは、監査役を含む社内外の窓口への通報体制として相談ホットラインを設けており、内部通報制度を利用して通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部通報規則」に定め、周知している。
- ・相談ホットラインで通報を受けた場合には、リスク・コンプライアンス室より、随時速やかに監査役に内容を報告している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の監査が実効的に行われるため、監査役は、会計監査人、取締役、内部監査部門および子会社の監査役等と、定期的に意見交換を行う。
- ・監査役がその職務について必要な費用の前払または償還等、費用または債務の処理を求めた場合には当社はこれを負担する。

(運用状況)

- ・監査役は、会計監査人、取締役、内部監査部、リスク・コンプライアンス室および子会社の監査役等と定期的におよび必要に応じ意見交換を行っているほか、社外取締役との間でも定期的な意見交換を行っている。
- ・当社は、監査役の職務に係る費用については、上記方針に沿って負担している。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	18,942	13,613	192,928	△2,590	222,893
当期変動額					
剰余金の配当			△23,636		△23,636
親会社株主に帰属する当期純利益			49,707		49,707
持分法の適用範囲の変動			274		274
自己株式の取得				△10,500	△10,500
自己株式の処分				34	34
自己株式の消却			△9,632	9,632	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	16,712	△833	15,879
当期末残高	18,942	13,613	209,641	△3,424	238,772

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,035	1,788	1,573	10,397	2,889	236,180
当期変動額						
剰余金の配当						△23,636
親会社株主に帰属する当期純利益						49,707
持分法の適用範囲の変動		51		51		326
自己株式の取得						△10,500
自己株式の処分						34
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,415	1,257	369	6,042	897	6,939
当期変動額合計	4,415	1,308	369	6,094	897	22,870
当期末残高	11,451	3,097	1,943	16,492	3,786	259,051

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社名は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 連結の範囲変更

台湾日産化学半導体材料股份有限公司は、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社

主要な非連結子会社名は、日産化学製品（上海）有限公司、日産化学材料科技（蘇州）有限公司他であります。なお、非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額および利益剰余金のうち持分に見合う額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 関連会社3社

持分法適用会社は、サンアグロ(株)、クラリアント触媒(株)、CANYON GROUP LLCであります。

(2) 持分法適用範囲の変更

CANYON GROUP LLCは、重要性が増したことにより当連結会計年度より持分法適用範囲に含めております。

(3) 持分法適用範囲から除外した非連結子会社および関連会社

持分法の適用範囲から除外した非連結子会社（日産化学製品（上海）有限公司、日産化学材料科技（蘇州）有限公司他）および関連会社（富山共同自家発電(株)他）は、それぞれ当期純損益のうち持分に見合う額および利益剰余金のうち持分に見合う額等が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった日本ポリテック株式会社については、連結計算書類作成にあたり、同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引の連結上必要な調整を行ってまいりました。当連結会計年度より、当該連結子会社の決算日を連結決算日と同一の3月31日に変更したことから、当連結会計年度の連結計算書類作成にあたっては、2025年1月1日から2025年3月31日までの損益は連結損益計算書を通して調整する方法を採用し、当連結会計年度における連結対象期間は2025年1月1日から2026年3月31日までの15カ月間となります。なお、この変更による影響は軽微であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

主として、定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 2～50年

機械装置および運搬具 2～12年

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

無形固定資産その他

5～18年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく当社の取締役等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループでは、化学品、機能性材料、農業化学品、ヘルスケア、卸売およびその他の事業における製造および販売を主な事業としており、当該事業の主な履行義務の内容は以下のとおりであります。

①商品および製品の販売

履行義務の充足時点については、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客への出荷時、貿易上の諸条件に基づき収益を認識しております。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれる取引については、その不確実性が事後的に解消される際に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

②ライセンスの供与

ライセンスの供与に係る収益については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。なお、顧客の売上高に基づくライセンス供与に係る収益の一部については顧客からの売上報告に基づき不確実性が解消された時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の16年の定率法により、発生連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の16年の定率法により、発生連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

③法人税および地方法人税の会計処理又はこれに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

④のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、20年以内のその効果のおよぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

①棚卸資産評価損

1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産評価損 △57百万円

2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

期末における棚卸資産の評価にあたっては、正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として計上しております。

・主要な仮定

製品・商品については、総売上高から売上控除、運送費等の過去実績から正味売却価額を見積もっております。原材料については、最終仕入原価により再調達価額を見積り、これを正味売却価額としております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

評価損の見積りにあたっては、過去の購買実績や出荷実績、評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、市場環境が予測より悪化して正味売却価額が下落する場合には、追加の評価損計上が必要となる可能性があります。

追加情報

株式給付信託 (BBT)

当社は、2019年7月30日の取締役会議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および理事（以下「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下「本制度」という。)を導入しています。本制度は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は635百万円、株式数は132,200株です。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産は以下のとおりです。

投資有価証券	331百万円
差入保証金	10百万円

上記に対応する債務

買掛金	386百万円
未払費用	0百万円

2. 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	4,061百万円
売掛金	93,065百万円
契約資産	40百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 262,696百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

4. 契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりです。

契約負債	165百万円
------	--------

5. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

富山共同自家発電株式会社	4,875百万円
計	4,875百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式	普通株式	136,800,000	—	2,000,000	134,800,000
自己株式	普通株式	517,787	2,180,828	2,007,200	691,415

変動事由の概要

(1) 発行済株式

減少 2026年2月26日の取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式

増加 2025年3月6日の取締役会決議および2025年5月15日の取締役会決議に基づく自己株式の取得、および期中の単元未満株式の買取によるものであります。

減少 2026年2月26日の取締役会決議に基づく自己株式の消却、2019年7月30日の取締役会にて決議された「株式給付信託 (BBT)」の給付規則に基づく株式給付によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,187	104.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月10日 取締役会決議	普通株式	9,449	70.00	2025年9月30日	2025年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会において、下記の通り剰余金の配当を行うことについて決議を予定しております。

①配当金の総額	17,719百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	132.00円
④基準日	2026年3月31日
⑤効力発生日	2026年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入、社債およびコマーシャル・ペーパーによる方針であります。

受取手形および売掛金ならびに原料仕入代行に伴う未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等によりリスク低減を図っております。貸付金は、資本関係のある関連会社に対して行っており、適切なリスク管理を実施しております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金、コマーシャル・ペーパーおよび社債による調達資金は、運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）を用途としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務および予定取引に係る為替変動リスクの抑制を目的とした先物為替予約取引です。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	21,969	21,969	—
(2) 社債	(10,000)	(9,662)	(△338)
(3) 長期借入金	(770)	(759)	(△10)
(4) デリバティブ取引（*3）	(124)	(124)	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*4）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	10,507

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	21,969	—	—	21,969
資産計	21,969	—	—	21,969
デリバティブ取引 通貨関連	—	124	—	124
負債計	—	124	—	124

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	(9,662)	—	(9,662)
長期借入金	—	(759)	—	(759)
負債計	—	(10,421)	—	(10,421)

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

社債の時価は、当社が発行している社債は活発な市場における相場価格が認められないため、業界団体等より公表されている価格や利回りの情報等を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注) 1	合計
	化学品 事業	機能性 材料事業	農業 化学品 事業	ヘルス ケア 事業	卸売 事業	その他の 事業	計		
基礎化学品	15,910	—	—	—	—	—	15,910	—	15,910
ファインケミカル	9,029	—	—	—	—	—	9,029	—	9,029
機能性材料	—	78,275	—	—	—	—	78,275	—	78,275
農業化学品	—	—	81,840	—	—	—	81,840	—	81,840
創薬	—	—	—	1,910	—	—	1,910	—	1,910
ファインテック	—	—	—	3,223	—	—	3,223	—	3,223
卸売	—	—	—	—	73,782	—	73,782	—	73,782
その他	—	—	—	—	—	15,542	15,542	72	15,614
顧客との契約から 生じる収益	24,940	78,275	81,840	5,133	73,782	15,542	279,514	72	279,586
外部顧客への売上 高	24,940	78,275	81,840	5,133	73,782	15,542	279,514	72	279,586

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	89,131百万円	97,126百万円
契約資産	—百万円	40百万円
契約負債	112百万円	165百万円

契約資産は、期末日時点で完了しているが未請求の財またはサービスに係る対価に対する、当社および連結子会社の権利に関するものであり、連結貸借対照表上、流動資産「受取手形及び売掛金」に含まれております。

契約負債は主に、顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債「その他」に含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,903円42銭
1 株当たり当期純利益	368円26銭

重要な後発事象に関する注記

1.当社は、2026年5月15日、取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類 当社普通株式

② 取得し得る株式の総数 2,100,000株（上限とする）
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.56%)

(3) 株式の取得価額の総額 10,500,000,000円（上限とする）

(4) 株式の取得期間 2026年5月18日から2027年3月31日まで

(ご参考) 2026年5月15日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 134,240,748株

自己株式数 559,252株

※上記自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(127,000株)は含まれておりません。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	162,265
現金及び預金	14,734
受取手形	2,558
売掛金	70,966
商品及び製品	41,364
原材料	11,034
貯蔵品	4,335
未収入金	3,349
関係会社短期貸付金	11,467
前払費用	1,082
その他	1,372
固定資産	111,501
有形固定資産	52,721
建物	19,220
構築物	5,513
機械及び装置	12,803
車両運搬具	108
工具、器具及び備品	5,408
土地	6,356
建設仮勘定	3,309
無形固定資産	9,419
ソフトウェア	3,293
その他	6,126
投資その他の資産	49,359
投資有価証券	22,188
関係会社株式	13,970
関係会社出資金	1,660
関係会社長期貸付金	7,062
長期前払費用	1,345
前払年金費用	2,281
その他	896
貸倒引当金	△45
資産合計	273,766

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	68,844
買掛金	13,281
短期借入金	19,681
コマーシャル・ペーパー	7,993
1年内返済予定の長期借入金	382
未払金	3,200
未払法人税等	5,833
未払費用	9,485
預り金	5,028
賞与引当金	2,178
その他	1,778
固定負債	13,460
社債	10,000
長期借入金	388
長期預り金	2,106
繰延税金負債	674
役員株式給付引当金	276
その他	14
負債合計	82,304
純資産の部	
株主資本	181,269
資本金	18,942
資本剰余金	13,567
資本準備金	13,567
利益剰余金	152,184
利益準備金	2,161
その他利益剰余金	150,022
配当引当積立金	200
固定資産圧縮積立金	339
別途積立金	44,698
繰越利益剰余金	104,784
自己株式	△3,424
評価・換算差額等	10,193
その他有価証券評価差額金	10,193
純資産合計	191,462
負債・純資産合計	273,766

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		217,765
売上原価		104,911
売上総利益		112,853
販売費及び一般管理費		62,068
営業利益		50,785
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,947	
その他	1,545	7,492
営業外費用		
支払利息	401	
固定資産処分損	1,117	
その他	923	2,442
経常利益		55,834
特別利益		—
特別損失		—
税引前当期純利益		55,834
法人税、住民税及び事業税	12,241	
法人税等調整額	332	12,574
当期純利益		43,260

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	18,942	13,567	13,567
当期変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	18,942	13,567	13,567

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		その他利益剰余金				
	配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,161	200	355	44,698	94,776	142,193
当期変動額						
剰余金の配当					△23,636	△23,636
固定資産圧縮積立金の取崩			△16		16	-
当期純利益					43,260	43,260
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却					△9,632	△9,632
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	△16	-	10,008	9,991
当期末残高	2,161	200	339	44,698	104,784	152,184

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,590	172,111	6,189	6,189	178,301
当期変動額					
剰余金の配当		△23,636			△23,636
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
当期純利益		43,260			43,260
自己株式の取得	△10,500	△10,500			△10,500
自己株式の処分	34	34			34
自己株式の消却	9,632	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,003	4,003	4,003
当期変動額合計	△833	9,157	4,003	4,003	13,160
当期末残高	△3,424	181,269	10,193	10,193	191,462

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品および原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品 移動平均法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として、定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 2～50年

機械装置および運搬具 2～12年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

無形固定資産その他 5～16年

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の16年の定率法により、発生事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の16年の定率法により、発生事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過している場合には、前払年金費用として計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式交付規則に基づく当社の取締役等への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 218,199百万円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。
2. 保証債務
 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 富山共同自家発電株式会社 4,875百万円
 Nissan Chemical America Corporation 1百万円
 計 4,876百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
 短期金銭債権 38,223百万円
 短期金銭債務 10,624百万円
 長期金銭債権 7,062百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 84,021百万円
 仕入高 42,741百万円
 営業取引以外の取引による取引高 5,835百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

(単位：株)

	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	普通株式	517,787	2,180,828	2,007,200	691,415

変動事由の概要

- 増加 2025年3月6日の取締役会決議および2025年5月15日の取締役会決議に基づく自己株式の取得、および期中の単元未満株式の買取によるものであります。
- 減少 2026年2月26日の取締役会決議に基づく自己株式の消却、2019年7月30日の取締役会にて決議された「株式給付信託（BBT）」の給付規則に基づく株式給付によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貯蔵品在庫		1,006百万円
投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損		788百万円
減損損失		702百万円
賞与引当金		680百万円
事業税		428百万円
減価償却超過額		397百万円
前払委託試験費		256百万円
その他		787百万円
繰延税金資産合計		5,048百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△4,754百万円
前払年金費用		△699百万円
固定資産圧縮積立金		△154百万円
その他		△114百万円
繰延税金負債合計		△5,723百万円
繰延税金資産(負債)の純額		△674百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日星産業 株式会社	直接100%	当社製品の販売、仕入 原材料の購入 資金の貸付 役員の兼任	製品の販売 (注1)	51,421	売掛金	12,968
				製品の仕入 (注1)	20,888	買掛金	1,745
				資金の貸付 (注3)	46,579	短期貸付金	4,616
				利息の受取 (注3)	54	その他流動資産 (未収利息)	—
子会社	Nissan Chemical Europe S.A.S.	直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	7,022	売掛金	5,002
子会社	NCK Co., Ltd.	直接90%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	18,842	売掛金	3,244
子会社	NC東京ベイ 株式会社	直接100%	当社製品の仕入 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注3)	4,415	短期貸付金	3,488
				利息の受取 (注3)	35	その他流動資産 (未収利息)	—
子会社	日本ポリテック 株式会社	直接100%	役員の兼任 資金の預り	資金の預り (注4)	3,254	預り金	3,254
				利息の支払 (注4)	4	未払費用	—
子会社	Nissan Bharat Rasayan Private Limited	直接70%	当社製品の仕入 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	6,612
				利息の受取 (注3)	91	その他流動資産 (未収利息)	—
関連会社	富山共同自家発電 株式会社	直接25%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注5)	4,875	—	

取引条件および取引条件の決定方針

(注1) 製品の販売、仕入については、市場価格および原価を勘案した価格交渉の上、決定しております。

(注2) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注4) 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については純額で記載しております。

(注5) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,427円67銭
1 株当たり当期純利益	320円50銭

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に記載の金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

重要な後発事象に関する注記

1.当社は、2026年5月15日、取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 2,100,000株（上限とする）
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.56%)

(3) 株式の取得価額の総額 10,500,000,000円（上限とする）

(4) 株式の取得期間 2026年5月18日から2027年3月31日まで

(ご参考) 2026年5月15日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	134,240,748株
自己株式数	559,252株

※上記自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(127,000株)は含まれておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

日産化学株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 三井智宇
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 井口智弘
業務執行社員 公認会計士 相淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上